

岐阜県公報

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の指定

(治山課) 五二七
(岐阜農林事務所) 五二八

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
中津川都市計画の図書の縦覧
可児都市計画の図書の縦覧

(環境生活政策課) 五二九
(商業流通課) 五二九
(都市政策課) 五三〇
(同) 五三〇

告示

岐阜県告示第五百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市富之保字岩小洞二六一八、二六二〇から二六二二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩小洞二六一八・二六二〇・二六二二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
山県市葛原字見舞二五五六、二五五七、二五五九、二五六〇の一から二五六〇の四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市河合町稲越字葛牧洞一三三七の二七から一三三七の三〇まで、一三三七の三四から一三三七の三六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

山県市大字長滝字釜ヶ谷二七の六の二、二七の六の三、二七の六の五、二七の七の一、二七の三五

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

公 示

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県岐阜農林事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年十一月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人縁がわ
- 三 代表者の氏名 小枝 正
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市神岡町吉田二九八五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、日本古来より持ち合わせていた和の心である「和を以て貴しと為す」と「尊厳」をよりどころに、「侘び」「寂び」に代表される日本特有の文化の再現とともに先進的価値観も取り入れ、精神と肉体の調和、社

会との調和、自然との調和を図り、安心して暮らせる社会づくりに寄与します。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年十一月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー茜部本郷店

岐阜市茜部本郷二丁目十五番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年十一月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー坂本店・Vドラッグ坂本店

中津川市茄子川字桶田二二二番 外

二 意見の概要
意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。
なお、その意見書は平成二十三年十一月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
（仮称）マックスバリュ各務原那加店
各務原市那加桐野外二ヶ所大字入会地字中野八番五 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。
なお、その意見書は平成二十三年十一月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
マルヤス家具Z岐南店
羽島郡岐南町上印食六丁目六六番 外

二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

中津川都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
中津川都市計画下水道
中津川市公共下水道
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び中津川市基盤整備部計画課

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
可児都市計画汚物処理場
2号 桜ヶ丘汚物処理場
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

平成二十三年十一月二十五日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ ー ブイ・オール・テクノセンター